

介護が必要になったら

① 区役所に申請

- ・区の介護保険窓口で、本人や家族が認定の申請をします
- ・市町村の職員などが自宅を訪問し、聞き取り調査を行います
- ・介護が必要となる原因疾患などについて、主治医が記載
- ・認定調査、主治医の意見書をもとに専門家が審査、判定します
- ・認定審査会の結果にもとづいて、要介護、要支援認定を行い、本人にお知らせします
- ・ケアマネジャー等に状況説明して、認定結果に応じたケアプランを作成してもらいましょう
- ・ケアプランにもとづいて、最適なサービスを利用します
- ・認定の有効期限は原則6ヶ月(更新の場合は12ヶ月)です。引き続きサービスを利用する場合は、満了の60日前から更新申請ができます。

事業所はこちらです。
1階の青い看板が目印です。
お気軽にどうぞ！



ご相談お問い合わせはこちらまで
事業者番号 2770400378
訪問介護/居宅介護支援事業者
在宅介護サービスステーション
あおぞら

TEL 06-6599-1156
(担当 西田)



〒552-0003 大阪市港区磯路3丁目25-7

市岡グランドビル113号室

TEL 06-6599-1156 / FAX 06-6599-5558

ホームページ : <http://kaigo-aozora.jpn.org/>

有限会社 あおぞら

居宅介護支援・訪問介護

在宅介護サービスステーション あおぞら

あおぞら

在宅介護サービスステーションあおぞらは 住み慣れた家で安心して自立した生活が出来るよう手助けします

ケアマネジャー（介護支援専門員）とは

介護保険制度に基づき、要支援または要介護と認定された人が、適切な介護サービスを受けられるようにするために、介護サービス計画（ケアプラン）を作成する専門職のことです。

介護が必要になったらサービスをすぐに受けられるわけではありません。介護サービスを受けるためには、ケアマネジャーによる介護サービス計画（ケアプラン）作成が必要となります。

介護をする方の状況や、家族がどんな事に困っているのかを理解し、必要なサービスを受けられるように、利用者とサービス事業者との間に立って連絡調整するのがケアマネジャーの仕事です。

ケアマネジャーの主な仕事内容

- 区役所に申請
- 認定調査同席
- アセスメント
- ケアプラン作成
- モニタリング
- 主治医と連携
- 介護用品レンタルの手配
- サービス事業所との連携
- 納付管理
- 住宅改修の支援



相談や、ケアプラン作成における費用負担はございません。
お気軽に問い合わせ、ご相談ください。



永瀬 千代美（資格：主任ケアマネジャー）

高齢者が住み慣れた家で生活するにあたり、不安に感じている理由や生活上の課題に対して、どのようにすれば生きがいや希望をもってこれから的生活を送っていくか、一緒に考えていきましょう。



柴田 幸枝（資格：主任ケアマネジャー）

人生、七転八起の精神で毎日、明るく元気で頑張っています。
皆様の想いに傾聴し、その想いに少しでも近づけるようお手伝いができればと思っています。



佐藤 安紀子（資格：主任ケアマネジャー）

ケースは一件一件それぞれ違い、そこがケアマネの仕事のやりがいがあるところかなあと感じています。
これからも、心を込めて支援させて頂きますので小さな介護に関する疑問から大きな心配事まで何でもお気軽に相談に来て下さい。

ホームヘルパー（訪問介護員）とは

これまでの日本における高齢者の介護は、『家族の負担に寄るものが多くを占めていました。しかし、核家族化や同居家族の高齢化によって、家族の介護だけでは高齢者を支えるのが難しくなっています。この家族の介護負担を減らす為にケアマネジャーがケアプランを作成し、それに基づいて、高齢者の自立した生活を手助けするのがホームヘルパーです。

ホームヘルプサービスの内容

○身体の介助（身体介護）

- ・食事の介助や口腔ケア
- ・おむつ交換、トイレ誘導などの排泄介助
- ・全身清拭、足浴や入浴の介助
- ・通院や買い物などの日常生活に必要な外出介助

○家事の援助（生活援助）

- ・調理、清掃、洗濯
- ・買い物、受診後のお薬受け取り代行

○予防訪問介護（訪問型独自サービス）

- ・状態がそれ以上悪化しないようにすることを目的として、高齢者の有する能力に応じ、自立した生活を営むことが出来るよう支援します。

○相談や援助

- ・介護に関する相談や助言
- ・主治医、介護支援専門員（ケアマネジャー）や関連機関との連携



利用料金について

介護保険適用サービスについては、原則費用の9割が介護保険から給付され、ご利用料金は1割負担となります。

介護保険の支払限度額を超えるサービスについては、全額が利用者負担となります。

詳細につきましては、ケアマネジャー、サービス提供責任者までお問い合わせください。

介護保険外のサービス

介護保険では対応できないサービスについて、相談の上、提供致します。

なお、介護保険制度は適用されないため、利用料は内容、時間に応じて請求となります。

